

# JR連合 政策News

第275号

2015年12月17日

**「2016 税制改正大綱」閣議決定!**

## **JR連合からの要望事項が実現！！**

～JR連合および関係各単組、議員懇・フォーラム議員の連携強化が着実に成果へ結実～

12月16日、与党（自由民主党・公明党）が平成28年度税制改正大綱（2016税制改正大綱）を決定した。同大綱には、JR連合が強く要望し、その実現に向け取り組んできていた『JR九州の株式上場に伴って必要となる地方税上（三島特例・承継特例・事業税の課税標準特例）の所要の措置』や、『JR貨物の新車特例の適用延長措置』、『JR北海道・四国への追加支援措置に係る圧縮記帳の取扱い（課税繰り延べ措置）』をはじめとする各種税制改正要望事項が反映された。とりわけJR九州の案件は、平成28年度単年度の扱いのみならず、株式上場・完全民営化後も2年間の経過措置となる税制特例措置の扱い（段階的縮小）が明記された。

2016税制改正に向けては、極めて特殊な状況下にあった。それは、第189回通常国会において「JR会社法」の改正がなされ、2016年度中にJR九州が株式上場・完全民営化を果たすことが決定されたことである。これにより、JR三島会社として措置されてきた「三島特例」や「承継特例」をはじめとする税の減免特例措置がJR九州へ適用されなくなる可能性が発生した。背景としては、2012税制改正時に「三島・承継特例に関する扱い」として、『各会社の経営状況や株式上場の動向を勘案して、今後、必要な見直しを行う』旨の一文が付された経緯があり、国からは極めて厳しい姿勢が示されていた。また、各社の抱える内外の状況は2012税制改正以降、大きく変化しており、それぞれの置かれた状況や環境に即した支援措置が必須となっていた。

JR連合は関係単組や「JR連合国会議員懇談会（議員懇）」や「21世紀の鉄道を考える議員フォーラム（議員フォーラム）」の所属議員等と密に連携を図りつつ、第189回通常国会・衆参両院の国土交通委員会の審議において主張を発信することに加え、JR九州をはじめとするJR三島会社・JR貨物への継続支援策の必要性を明記した「附帯決議」を反映する取り組みを行った。そして、全ての要望事項を「2016税制改正」へ反映・実現することを喫緊の最重要政策課題として位置づけ、とりわけ政治・行政の動きが本格化する9月以降、各関係単組および議員懇・議員フォーラム所属議員等とともに、関係省庁や政党、交運労協等に対して、あらゆる機会・手段を活用しながら理解を求め、働きかけを行ってきた。11月19日には総務省自治税務局長へ、12月3日には国土交通大臣への要請行動を行い、JRで働く者としての声を代表して行政へ直接訴えた。

国会審議における「附帯決議」をはじめ、昨年度よりJR三島会社・JR貨物への支援策継続のための‘布石’を打ちつつ継続的に展開してきた「チームJR連合」の取り組みが着実に実を結び、税制改正大綱に反映されたのである！！その意義・効果は、JR会社とともに歩むグループ会社のみならず、地域経済・社会への影響も含めて極めて大きい。そしてこれが各社の経営の根幹を支え、そこで働く組合員の利益に繋がるものである。

引き続き、J R 連合は J R の代表産別として、加盟単組や我々の政策活動への理解ある国会議員・地方議員とともに、様々な政策課題の解決に向けた取り組みを展開・強化をしていく。

なお、同税制実施に際しては法律改正を必要とするため、来年 1 月 4 日より開催される通常国会で審議されることになる。J R 連合は気を緩めることなく、円滑な国会審議を要請していく。

## ～ 2016 税制改正大綱（J R 三島会社・J R 貨物に関係する主たる内容を抜粋）～

### □ J R 九州関係

(1) 九州旅客鉄道株式会社が所有等をする固定資産に係る固定資産税及び都市計画税について、次の措置を講ずる。

① 国鉄改革により九州旅客鉄道株式会社が承継した本来事業用固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を廃止することとし、平成 28 年度については、課税標準を価格の 5 分の 3 とする経過措置を講ずる。

② 九州旅客鉄道株式会社が所有し又は借り受けている固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を廃止することとし、次のとおり経過措置を講ずる。

イ 平成 28 年度 課税標準を価格の 2 分の 1

ロ 平成 29 年度 課税標準を価格の 5 分の 3

ハ 平成 30 年度 課税標準を価格の 5 分の 3

③ その他所要の措置を講ずる。

(2) 九州旅客鉄道株式会社に係る法人事業税の資本割の課税標準の特例措置を廃止することとし、資本金等の額から、事業年度の区分に応じ次に掲げる金額をそれぞれ控除する経過措置を講ずる。

① 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度  
資本金の額から資本金の額を控除した金額

② 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度  
資本金の額及び資本準備金の額の合計額に 4 分の 3 の割合を乗じて得た金額

③ 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度  
資本金の額及び資本準備金の額の合計額に 2 分の 1 の割合を乗じて得た金額

### □ J R 貨物関係

日本貨物鉄道株式会社が取得した新たに製造された一定の機関車又はコンテナ貨車に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、適用要件を見直した上、その適用期限を 2 年延長する。

### □ J R 北海道・J R 四国関係

(1) 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度の対象となる国庫補助金等の範囲について、次の見直しを行う。

① 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律に基づく独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の助成金で鉄道施設等の安全対策に対する追加的支援に係るものを加える。  
(以下、②～④は他業界に関するものであり省略)